

## 寡婦（夫）控除みなし適用申請書

佐倉市長

(申請者) 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ (印)  
入園児童名 \_\_\_\_\_

私は、佐倉市特定教育・保育施設及び地域型保育事業の利用者負担等条例に基づく利用者負担額について、寡婦（夫）控除のみなし適用を受けたいので、申請します。

私は、所得を計算する対象となる12月31日現在及び申請日現在、次の1～3のいずれかに該当していることを申し立てます。なお、子は、総所得金額が38万円以下であり、他の人の控除対象配偶者や扶養親族になっていません。

(該当番号を○で囲んでください。)

- 1 私は婚姻歴がなく、また現在婚姻状態（事実婚を含む。）にない母であり、生計を一にする20歳未満の子がいます。
- 2 私は1に該当し、かつ20歳未満の子を税法上扶養しており、合計所得金額が500万円以下です。
- 3 私は婚姻歴がなく、また現在婚姻状態（事実婚を含む。）にない父であり、生計を一にする20歳未満の子がおり、合計所得金額が500万円以下です。

私は、佐倉市特定教育・保育施設及び地域型保育事業の利用者負担等条例に基づく利用者負担額に係る寡婦（夫）控除のみなし適用に関して、佐倉市が要件確認を行うために必要な範囲で、児童扶養手当に関する情報を照会すること、並びに申請者及び対象となる子の課税状況、住民票の世帯状況、及び戸籍状況等を調査し、取得した情報を受付窓口を提供することに同意します。

また、申請内容に虚偽があった場合、寡婦（夫）控除のみなし適用の取り消し、当該申請において適用された利用者負担額の減額分又は給付額の追加分等の全額を返還することに同意します。

年 月 日

氏名 \_\_\_\_\_ (印)

## 添付書類

- ・申請者・子の戸籍全部事項証明書（原本）又は児童扶養手当証書（写）  
※このほか、課税証明書、住民票など必要な書類の提出を求めることがあります。

## 【注意事項】

- ・生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国在留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯及び市町村民税非課税世帯（所得割及び均等割いずれも非課税に限る。）は対象外です。
- ・みなし適用を行っても利用者負担額が減額にならない場合もあります。